

平成26年12月11日提出

町の区域の変更及び字の廃止について

平成27年3月12日から、熊本市の別図1に示す町の区域を別図2に示すとおり変更し、及びこれにより中松尾町から松尾一丁目に編入される区域に包含される区域内に存在する字の区域を廃止する。

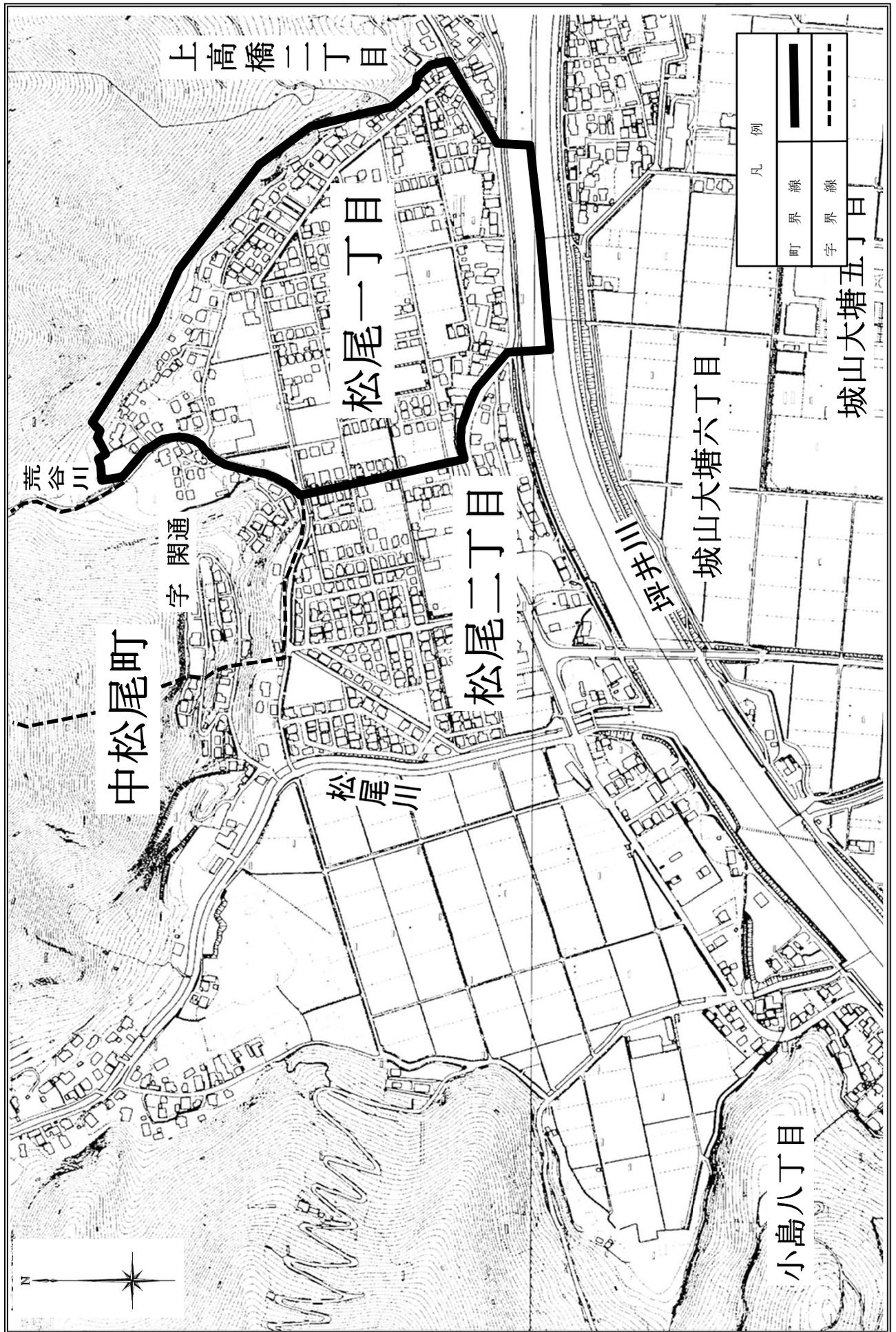
熊本市長 大 西 一 史

(提出理由)

市の区域内において、町の区域を変更し、これに係る字の区域を廃止するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別図1 現町界名図（西区中松尾町地域）



別図2 新町界名図（西区中松尾町地域）

